

標 題:

船底検査の実施時期に関する
規則改正について（日本籍船を除く）

NK テクニカル インフォメーション

No. : 188

Date : 平成8年6月28日

船主、造船所 各位

拝啓、貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

既にご存じの通り、1993年7月1日から、船体の検査強化規定（検査強化プログラム）が適用される油タンカー、ばら積貨物船等については、定期検査の際に船底検査も合わせて実施することが要求されております。

一方、上記に該当しない船舶については、船底検査を定期検査とは分離して実施すること認められていましたが、定期検査時に、内部検査・精密検査・板厚計測等を行うための準備の問題、あるいは修理設備の確保の問題等を見受けることがありました。また現行規則にある“いかなる5年間にも2回”という規定に拠る船底検査時期のトラブル等も度々生じておりました。

今般これらの問題を解消するため、船底検査に関する規則を改正し、全ての船舶について、船底検査を定期検査の一部として実施することと致しましたのでお知らせ致します。

改正規則の内容及び取り扱いは添付に示します。

本件に関し、ご不明な点がございましたら、本会検査技術部までお問い合わせください。

以上

添付：船底検査の実施時期に関する規則改正及び取り扱い

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102
TEL: 03-3230-1201(代) FAX: 03-3230-3524

船底検査の実施時期に関する規則改正及び取り扱い

1. 目的

本規則改正の目的は、定期検査で要求されている貨物倉・タンク内検あるいは板厚計測等を本船の入渠時に行うことにより、船体検査及び本船の保守を有効に行わせることにある。

2. 改正内容

規則船底検査の実施時期に関し下記の通り規則が改正される。(英文鋼船規則)

検査の間隔

「船底検査は、前回の船底検査が終了した日から30ヶ月を越えない時期に行う。また、定期検査が行われる時期には、必ず船底検査を行う。清水中を航行する船舶または非自航船にあっては、30ヶ月を越える間隔で行うことがある。」

船底検査の延期

「特別の理由があるときは、本会の承認を得て、船底検査を延期することができる。ただし、いかなる場合も、定期検査を完了すべき期日を越えて延期することはできない。」

3. 取り扱い

- 1) 本改正規則の実施は1996年7月1日とする。
- 2) 現在、船底検査が前々回の船底検査実施日から5年で設定されている船舶は、これを前回の船底検査実施日から2年6ヶ月までの期日とする。但し、定期検査の指定日を越えて指定しない。
- 3) 船底検査が定期検査を越えて指定されている船舶は、これを定期検査の指定日に変更する。
- 4) 定期検査で要求される貨物倉/タンク内検・板厚計測・精密検査等の船体検査は原則として船底検査時に行うものとする。
- 5) H S S Cが適用されている船舶についても本改正規則により、定期検査時には船底検査を実施するものとする。
- 6) 延期の手続き・検査については従来通り。

4. 猶予規定

1997年9月30日までに定期検査の完了日が指定されている船舶については、改正規則の適用を1997年9月30日まで猶予することができる。

5. SURVEY STATUS

- 1) SURVEY STATUS に関しては、上記3. の2), 3) の取り扱いに基づき期日の変更を行う。
- 2) 但し、1)にかかわらず、1996年7月1日以前に設定された指定事項の期限が次回船底検査までとなっている船舶にあっては、本指定事項の期限は従前の船底検査の指定日と読み替えて、これを適用する。
- 3) 上記4. に該当する船舶にあっては、上記4. の猶予規定を適用し、次回船底検査は前回の検査日から2年6ヶ月の日と読み替えて、これを適用する。